

新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業の審査に関する取扱基準

1 趣旨

この基準は、新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業の事業提案を受けたときの審査を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 委員構成

新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業審査委員会設置基準第3条第2項第2号に規定する委員は、同項第1号の委員数を超えないものとする。

ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

3 1次審査

新潟市まちづくりパートナーシップ事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第7条に規定する1次審査は、「1次審査シート」（様式1）を用いて、次の事項について行う。

（1）採択基準

1次審査を通過する提案事業は、「1次審査シート」による採点で、基準点数以上を獲得した事業の中から選定する。

（2）2次審査実施の判定

1次審査を通過する事業について、2次審査の必要がないと審査委員会で決定した場合は、当該提案事業にかかる2次審査を実施しないことができる。

（3）2次審査の実施方法

審査委員会は、当該提案事業の2次審査を実施することとした場合、公開又は非公開によるプレゼンテーションの実施の有無について決定するものとする。

（4）1次審査結果の報告

審査委員会は、審査委員会で決定した1次審査の審査結果及び2次審査に関する事項について、速やかに市長に報告する。

4 2次審査

補助金交付要綱第7条に規定する2次審査は、「2次審査シート」（様式2）を用いて、次の事項について行う。

（1）採択予定事業の決定

審査委員会は、審査委員会としての審査結果を取りまとめ、獲得点数が一番高い提案事業又は獲得点数の高い順に、予算の範囲内で、採択すべき提案事業を決定する。

なお、委員は、審査委員会としての意見を取りまとめるにあたり、審査委員会での議論を踏まえて、自らが付けた採点結果を変更することができる。

（2）2次審査結果の報告

審査委員会は、審査委員会で決定した2次審査の審査結果について、速やか

に市長に報告する。

5 中間ヒアリング

審査委員会は、市長から補助金交付要綱第10条に規定する中間ヒアリングにおける助言を求められた場合は、「中間ヒアリングシート」（様式3）を用いて、次の事項について行う。

（1）次年度補助事業継続に関する審査

審査委員会は、助言を求められた提案事業について、進捗状況等を検証し次年度の補助事業継続の可否について審査する。

（2）中間ヒアリング結果の報告

審査委員会は、審査委員会で決定した中間ヒアリングの審査結果について、速やかに市長に報告する。

6 その他

審査にあたり、本取扱基準に疑義が生じた場合及び本取扱基準に定めのない事項については、その都度、審査委員会で協議し決定する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

まちづくりパートナーシップ事業 1次審査シート

課題(テーマ)	提案事業名

委員名

評価項目	評価	評価の視点
1. 課題の把握	/ 5	「解決したい課題」などから公益性のある課題の解決の取組みと判断できるか
2. 計画の妥当性	/ 5	「事業の内容」「収支予算」などから事業目的や事業計画が妥当であり、事業が実現できると判断できるか
3. 事業効果	/ 5	「事業の効果」「収支予算」などから事業の大きな効果が期待できるか ※市民満足度の向上が期待できるかなど
4.		
5.		
合 計	/15	
コメント欄		

※評価項目4.及び5.は課題(テーマ)に関連する項目を設定する場合がある。

<採点基準>

- 「5点:よくできている」 評価項目が実現されており、事業内容的に申し分ない
- 「4点:概ねできている」 評価項目がある程度実現されており、事業内容的に問題ない
- 「3点:普通」 評価項目ができていない部分もあるが、事業の実施にあたり改善することで対応できる
- 「2点:あまりできていない」 評価項目ができていない部分が多く、事業内容的に効果が少ない
- 「0~1点:できていない」 評価項目ができていなく、事業内容的にも困難かつ効果が少ない

(様式2)

まちづくりパートナーシップ事業 2次審査シート

課題(テーマ)	提案事業名

委員名

評価項目	評価	評価の視点
1. 課題の把握	/ 5	「解決したい課題」などから公益性のある課題の解決の取組みと判断できるか
2. 計画の妥当性	/ 5	「事業の内容」「収支予算」などから事業目的や事業計画が妥当であり、事業が実現できると判断できるか
3. 事業効果	/ 5	「事業の効果」「収支予算」などから事業の大きな効果が期待できるか ※市民満足度の向上が期待できるかなど
4. 企画力	/ 5	課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか(予算での費用対効果を含む)
5. 実施能力	/ 5	提案書や公開プレゼンテーションなどから事業を実施にあたっての知識、経験等から事業遂行能力および継続性は充分か
6. 先駆性・新規性	/ 5	「事業の内容」などから事業の先駆性や新規性が判断できるか
7. モデル性・普及性	/ 5	「事業の内容」などから事業の市内他地域への波及効果などモデル的な事業か
8. 継続性・発展性	/ 5	「事業の内容」「事業が終了した後の展望」などから継続性や発展性があると判断できるか
9.		
10.		
合計	/40	
コメント欄		

※評価項目9.及び10.は課題(テーマ)に関連する項目を設定する場合がある。

<採点基準>

- | | | |
|----------------|-------|--|
| 「5点:よくできている」 | | 評価項目が実現されており, 事業内容的に申し分ない |
| 「4点:概ねできている」 | | 評価項目がある程度実現されており, 事業内容的に問題ない |
| 「3点:普通」 | | 評価項目ができていない部分もあるが, 事業の実施にあたり改善することで対応できる |
| 「2点:あまりできていない」 | | 評価項目ができていない部分が多く, 事業内容的に効果が少ない |
| 「0~1点:できていない」 | | 評価項目ができていなく, 事業内容的にも困難かつ効果が少ない |

(様式3)

まちづくりパートナーシップ事業 中間ヒアリングシート

課題(テーマ)	提案事業名

委員名

評価項目	評価	評価の視点
1. 事業計画の正確性	/ 5	「実施状況報告書」「事業計画書」「収支予算見込み」など提出書類から事業が計画どおりに進捗しているか 大幅な遅延や変更はないか
2. 事業費の妥当性	/ 5	「収支予算見込み」などから事業費が事業内容に合っていて収入および支出が妥当であると判断できるか
3. 継続性、実施能力	/ 5	事業の進捗状況や事業費などから次年度以降も事業計画どおりに実施されると判断できるか
4.		
5.		
合 計	/15	

コメント欄

- 「5点:よくできている」 評価項目が実現されており, 事業内容的に申し分ない
- 「4点:概ねできている」 評価項目がある程度実現されており, 事業内容的に問題ない
- 「3点:普通」 評価項目ができていない部分もあるが, 事業の実施にあたり改善することで対応できる
- 「2点:あまりできていない」 評価項目ができていない部分が多く, 事業内容的に効果が少ない
- 「0~1点:できていない」 評価項目ができていなく, 事業内容的にも困難かつ効果が少ない